タイの最新法令アップデート

2020年1月

One Asia Lawyers タイ事務所

1 2019 タイ法令制定・改正概要

2019年は、タイにとって大きな転換の年でした。3月には、実に8年ぶりとなる総選挙が実施され、約5年にわたる軍事政権の暫定政府が正式に民意の承認を受け、民政復帰を果たした形となりました。このような政情のなか、総選挙に前後して、タイではいくつかの法令が新たに制定、改定されるとともに、近時施行された新法に基づく執行の事例も報告されました。

2 個人情報保護法その他デジタル関連法の制定

2月、同国初となる個人情報保護の基本法である「個人情報保護法」や、サイバーセキュリティに関する規制を含む「サイバーセキュリティ法」等を含む6つのデジタル関連法¹が成立し、5月28日より同時に施行されました。

個人情報保護法は、タイで個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報取得の際の情報提供 義務および同意の取得その他適法性確保義務、取得した個人情報の安全管理、記録保持義務、 情報漏えい等発生時の当局への通知義務、個人情報の国外移転に関する規制等多岐にわた る規制が適用されます。これらの事業者に対する規制は、2020年5月まで猶予期間が設けら れており、タイで個人情報を取り扱う事業者は、それまでの間に、法律の定めに従って対応 を完了させることが求められます。

また、タイ国内の事業者のみならず、一定の場合に国外の事業者が同法の適用を受ける、いわゆる域外適用が定められており、日本その他諸外国の事業者も留意が必要です。

サイバーセキュリティ法では①国家安全保障②公共サービス③金融サービス④ICTおよび情報通信⑤サプライチェーンおよび物流⑥エネルギーおよび公共施設⑦ヘルスケア⑧その他国家CS委員会 (NCSC) が定めるもの、の8つの類型が「重要情報インフラ」と定められ、これらに該当する事業を行う民間企業には、当局の定めるサイバーセキュリティ水準への

¹ 電子決済機構改革法、個人情報保護法、サイバーセキュリティ法、デジタル経済社会評議会法、デジタル ID 法、電子決済担当官法。



遵守や、サイバー脅威発生時の当局への通知義務等の義務が課されています。また、同法では、「危機的な」サイバー脅威を防ぐために緊急の必要がある場合に、当局が裁判所の許可を得ずに私人の施設内に立ち入り、システムの監視、コンピュータの押収等の強制処分を行うことができることが定められており、国家による恣意的な運用による情報統制等に関する懸念の声が国内外で上がっています。

3 労働者保護法の改正

5月5日、改正労働者保護法が施行されました。従前より、比較的労働者の保護に厚いといわれているタイ労働者保護法ですが、本改正により、更に労働者の権利を保障するための変更が加えられました。

具体的には、①年最低3日の有給用事休暇付与の義務化、②出産休暇の98日間への延長 (改正前は90日)、③20年以上勤続する従業員を解雇する場合の400日分以上の日給に相当 する解雇保証金の支払い義務の新設(改正前は10年以上で300日分が上限)、等です。

本改正により、新たに規制が厳しくなった点について法の定めと異なる条件を就業規則に 記載している場合は、法に準拠する形で改正するなどの対応が必要となります。

4 取引競争法の執行事例

2017年10月、タイ新取引競争法が施行され、同法によって新設された取引競争委員会は、新法に関連するガイドライン等を順次制定する一方、同法の違反事例に対し、徐々に執行の勢いを強めています。

2019年には、いわゆる「不公正な取引方法」に該当する取引手法を、①不合理な最低価格設定・値下げ強要②リベート等の不当な金銭要求・値引きの要求③余剰在庫の不当返品④不公正な委託契約の締結・委託契約の不当な適用⑤商品・役務の購入強要⑥契約上の理由なく、営業担当の提供を強要すること⑦特注品を購入する契約の不履行⑧その他の不公正な行為(報復目的の商品撤去等)の8累計に分類する新たなガイドラインを制定し、具体的な違反事例をより明確化しました。

また、新法に基づき、①エネルギー飲料会社の競合社との取引禁止の強要に関する600万バーツの課徴金命令や、②農産物卸業者の同業者の仕入れ妨害に関する5万バーツの課徴金命令等、具体的な制裁を伴う処分を立て続けに公表しました。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

masao.koide@oneasia.legal